

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、中原土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 6 年 5 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	田尻 茂喜	三養基郡みやき町大字簔原676 番地 2	令和 5 年10月22日 退任
〃	大富 力	〃 〃 〃 43番 地 3	令和 6 年 4 月 1 日 就任